

# ほっとニュース

第26号

ようやく秋の深まりを感じるころとなりました。先日、私の家のベランダに一匹のおおろぎが迷い込んできて、夜になるとギーギーと賑やかに鳴いておりましたが、それも四日ほどで聴こえなくなっていました。おおろぎの行方を思うとなんとなく短い秋のはかなさと重なります。

さて、衆議院選挙は小泉自民党の圧勝に終わり、障害者自立支援法案も廃案から一転して再提出ということになりそうな気配です。また10月からは介護保険法も改正されるということで、福祉の新しい展開が気になるところです。福祉の新制度に関しては、PAS ネットでも毎月定例の権利擁護事例検討会のなかで学習会を開き、検討と議論を行いたいと考えています。興味のある方は是非ご参加ください。

前回予告しました通り、今回からの新しい企画、PAS ネット理事長上田晴男による随想録「今日の空 明日の風」がスタートいたします。どうぞ、ご意見、ご感想をどんどんお寄せください。

## 1、ネットワーク会議報告

9月11日（日）に第3回ネットワーク会議を西宮市総合福祉センターにて開催いたしました。このネットワーク会議は日頃 PAS ネット関連で権利擁護支援を実践している弁護士、司法書士、社会福祉士、支援者を中心とする専門職が集まり、意見交換等を行いながら連携を深めていこうという趣旨のもので、今回はテーマを「すまいと権利擁護」とし、最近世間を騒がせている悪質リフォーム問題を取り上げました。

前半は、大工であり住宅の改修工事もなさっている「ミエちゃん工房」の小多美恵子氏による実態報告でした。悪徳業者が言葉巧みに利用者に近づく手口や悪質な工事の手法について実際的なお話があり、そのような悪徳業者から身を守るためには、結局「地域」しかないということでした。すなわち地域の中での見守りや声かけ、住民間あるいは行政を含めたネットワーク、また昔にあったような地域の業者との関わり、等があれば何か問題が起こっても表に出やすく、それがついには悪徳業者を排除していくことにつながる、ということでした。

後半は吉田哲也弁護士による講演で、悪質リフォームへの法的な対応についてでした。特定商取引法9条のクーリングオフ制度（一定期間内であれば、消費者が事業者との間で申し込みまたは締結した契約を、無理由かつ無条件で撤回・解除できる権利）や、特定商

取引法上の行為規制、書面の交付義務や不実告知の禁止等についてのお話がありました。特にクーリングオフ制度において、消費者が「無理由かつ無条件で解除できる権利」という点については、質問や意見が沸騰しました。会議の出席者のなかにも悪徳リフォーム問題に実際に関わった方や興味を持っておられた方がいらっしゃり、具体的なケースについての質問にも小多、吉田両氏にお答えいただきました。

悪質リフォーム問題は地域で暮らしていくなかでのリスクのひとつに挙げられるものですが、とても身近な問題であり、被害に遭わないための方策、すなわち地域住民のネットワークの重要性を改めて実感させられる会議となりました。

次回第4回ネットワーク会議は12月10日(土)13:30からを予定しております。場所は尼崎市すこやかプラザ(西宮市総合福祉センターから変更となっておりますのでご注意ください)にて開催いたします。テーマは「福祉新制度と権利擁護」とし、おそらくその頃には成立しているであろう障害者自立支援法についての講演とディスカッションを予定しています。次回も是非ご参加くださいますよう、よろしく申し上げます。

## 2. 権利擁護事例検討会の報告

8月は「生活支援と身上監護」～福祉サービスと後見業務のすみわけ～をテーマに、ふたつの事例を検討しました。

ひとつめは軽度の認知症があり被保佐人である高齢者の事例でした。生活支援の柱となるのが介護サービスの導入と1週間単位の生活費の受け渡しでした。サービス利用に拒否的な人にどうサービスを受け入れてもらうかという点について、また後見人がついている人の社協の地域福祉権利擁護事業の利用について、さまざまな例や意見が出されました。

ふたつめは社会福祉士と司法書士による複数後見のついた精神障害者の事例でした。精神障害者の地域生活への移行支援が確立されていないなかでの支援体制づくり、また後見人の身上配慮義務とは一体どこまでなのか、という点で検討が行われました。

後見人はあくまでスーパーバイズする立場ではありますが、後見業務はここまでとはっきり線引きするのはやはり難しいようです。制度や仕組みが不十分であるなかでどう支援の輪を作っていくのか。後見業務の枠を越え、サービス提供に足を踏み入れざるをえない現状があります。

このように事例検討会は毎回テーマに沿った事例をもとに各方面から検討を重ね、また情報を交換する場でもありますので、なるべく多くの方のご参加をいただき、様々なご意見やご提案をいただけたらと思います。

また、この会で取り上げてほしいテーマや困難な事例等がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

・ 10月25日（火） 18：30～

テーマ 「苦情解決の状況について」

報告者 玉木 幸則氏 他

場所は西宮市総合福祉センター内です。

（PASネットの会員・支援会員であれば誰でも参加できますし、また当日でも会員登録できます。）

### ～ハロー♪権利ヨウゴ?～ 特定商取引に関する法律??

今回はネットワーク会議で登場した「特定商取引に関する法律」をご紹介します。

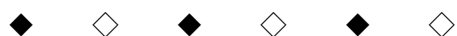
「特定商取引に関する法律」は特定の商取引、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売等において、購入者等の損害防止と利益の保護、さらに商品等の流通および役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として制定されています。その4条では業者による「書面の交付義務」、6条では「不実告知の禁止」、9条では契約申し込みの撤回（クーリングオフ制度）について規定されています。特定商取引に関する法律で指定された商品・権利・役務（サービス）は80種類にも及び、今後も随時追加されていくということです。消費者を守る法律としてはこのほかに消費者契約法第4条「不実告知」による取消し、あるいは民法96条の詐欺による取消しも考えられます。しかし、法的な対処法はあくまで事後的なものになりやすいので、初めから被害に遭わないよう気をつけたいものです。

## 今日の空 明日の風

### その1 ～権利擁護の入り口～

上田 晴男

今回から私がコラムを書くことになりました。気軽に権利擁護活動の実情をご理解いただけるような話を書いてみたいと思っています。第1回は、権利擁護活動の入り口とも言える相談支援について私が心がけていることをお話しましょう



PAS ネットの活動は、権利擁護に関わる相談対応から始まります。ご相談に来られる方は、ご本人である場合は比較的少なく、ご家族や関係機関の方が多なのが現状です。

相談場所で初めてお会いするときは、当然ですが皆さん緊張されています。私も少なからず緊張しているのですが、できるだけ相談者がリラックスできるように対応しています。活動を始めた当初は記録者もいなかったもので、それこそ私と一対一の面接でなかなか雰囲気や和らげるのに苦労しました。雰囲気や和らげるには、気軽なご挨拶と何気ない日常会話、そして何よりも笑いが重要です。でも、基本的には権利擁護に関わるご相談ですから、話は深刻なのでバランスが難しいですね。

相談対応には、正確にお話を聞くこと、的確に課題を見出し、必要な助言や手立てを提案すること等が求められます。でも、そのためには安心してお話していただくこと(=話を聞いてもらえるという印象をもっていただくこと)が必要です。

来所相談の場合は単発のご相談が少なく、継続して支援を行うことが多いので、なおさら関係作りが大事です。ご本人やご家族とは直接支援を行うので信頼されることが最も重要です。とはいえ、初対面で信頼されわけがありません。まずは受け入れてもらえることから始めるしかありませんね。

行政を含めた関係機関の職員とは、それぞれの機関の役割や立場を理解し、その中で協力していただけることを具体的に提案していきます。事業者の方も同様です。

もし、それぞれの方が利害を前面に出される場合(例えば、とにかく退院してほしいとか、利用料等の経費を入金優先される等)があると、PAS ネットはご本人の権利擁護を基本としており、相談者も支援者の一人として協力していただき「支援の輪」に入っただくことをお願いします。このことについて同意が得られなければ、具体的な支援を協働していくことができないのでお断りする場合がありますことを明確にします。

ご相談者の中には、「リピーター」の方もいます。必要に応じてご利用いただけるのはPAS ネットの活動を評価していただいたものとしてありがたく受け止めています。また、定期的に「話を聞いてほしい」という思いから連絡してこられる方もいます。こうした方には、まずは可能な限りお話を聞くことが支援と思って対応しています。PAS ネットも少しずつスタッフが多くなってきました。スタッフがみんな、こうした思いを共有して相談対応をしていきたいと思っています。

## ～★TOPIC★～ 「第48回人権擁護大会」のお知らせ その2

来る11月10日(木)に日本弁護士連合会主催の「第48回人権擁護大会」が鳥取県鳥取市で開催されることを前回ご紹介いたしました。この大会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が一同に介し、一年間の人権擁護活動を総括して今後の課題を明確にし、さらなる活動の発展を目指す意義のあるものです。(日弁連ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp>)

この大会の第2分科会のシンポジウム、「いつまでもこの地域でくらしたい」—高齢者・障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすために—の第5部、～「地域で暮らす」を当たり前にするためになすべきことは～をテーマとしたパネルディスカッションにPASネットの副理事長である谷村慎介弁護士がコーディネーターとして、また理事である玉木幸則氏がパネラーとして参加することは前回お知らせしたとおりですが、さらに新しいお知らせがあります。

このシンポジウムの第2部、～けして理想ではない、やれることです～地域生活支援の積極的な実践事例から学ぶ、における、“西宮・青葉園での重度心身障害者の独り暮らし”の発表をPASネット職員である内田扶喜子が行うこととなりました。青葉園の様子を撮影したビデオを見ながら、実際の事例を紹介する予定です。PASの活動の場もいよいよ広がってきました!!鳥取はちょっと遠い?ですが、是非皆様も足をお運びください。

「ほっとニュース」の最後のページに引き続き第48回人権大会シンポジウムのお知らせのチラシを掲載しておりますので、ご覧下さい。

### ～あとがき～

先月号で高知県の早明浦ダムの貯水率が早く回復しますように、なんて書いていたら台風のおかげで一気に貯水率が100%回復してしまいました。とんでもないどしゃぶりの雨を呼んだのはわたしか??少し気になっています。最近、PASネット内では人も増え、仕事も増え、新しい計画もてんこ盛りとなってきました。数ヶ月前まではわりとのんびりしていたのですが・・・。PASの未来は明るい?というわけで、明るいPASの将来を担うスタッフの面々を今後紹介していきたいと思いません。あれ、そんな企画はいりませんか?(BB)

# いつまでもこの<sup>ま</sup>も地域で暮らしたい

～高齢者、障がいのある人が

地域で自分らしく安心して暮らすために～

「自立支援」や「地域福祉」が謳われる新しい福祉制度になって5年。とはいえ、高齢者や障がいのある人も、誰もが住み慣れた地域で暮らしたい、このあたりまえの願いは果たしてどれほど実現できるようになったのでしょうか。

介護保険制度見直しや「障害者自立支援法」の動きの中で、今こそ、地域生活を本気で実現するため、何が困難となり、どう改善することが必要かについて、当事者の声と積極的な実践をしている現場に学びながら、それぞれなすべきことは何かを考えてみませんか。

**2005年11月10日（木）午後0時30分～6時**

**鳥取県立鳥取産業体育館** (TEL 0857-24-2815)

鳥取市天神町50-2 JR鳥取駅 徒歩5分 裏面地図参照

参加費：無料 但し、資料(基調報告書など)をご希望の方のみ

資料代：2000円を申し受けます。

**第1部 ～地域で暮らすのは私たちの権利だ～** 当事者による「地域で暮らす権利」の主張

“麦の郷（和歌山）で暮らして” “すてっぷ（米子）とともに自立生活を送る”

“認知症とつきあいながら（出雲）”

**第2部 ～けして理想ではない、やれることです～** 地域生活支援の積極的な実践例から学ぶ

“大阪・今川地区ボランティア部は地域ぐるみの高齢者支援”

“西宮・青葉園での重度心身障害者の独り暮らし” “浦河・べてるの家の当事者活動”

“多治見・NPO東濃ネットワークによる権利擁護の極意”

その

他

**第3部 ～国の地域生活支援のための政策～** 厚生労働省からの特別報告（交渉中）

**第4部 ～何が問題なのか～** 全国の在宅介護支援センターや障害者地域生活支援センターへのアンケート調査（約1000箇所）と日弁連の基調報告書から

## 第5部 ～「地域で暮らす」を当たり前にするために なすべきことは～

### パネルディスカッション

- 片山善博（鳥取県知事）
- 玉木幸則（西宮メインストリーム協会 副代表）
- 曾根直樹（ひがしまつやま市総合福祉エリア コーディネーター）
- 高橋幸男（医師「ふあっと」や出雲ネットワークのメンバー）
- 朝倉香織（鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター主任）
- 寺垣琢生（鳥取県弁護士会）

主催：日本弁護士連合会 第48回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会  
問い合わせ先：日本弁護士連合会 人権第2課 TEL：03-3580-9508